

通学区域の変更を認める基準について

平成 5年 4月 1日

上里町教育委員会

学校教育法施行令第8条及び上里町立小中学校通学区域に関する規則第4条に規定する通学区域外就学の取り扱いは、下記によるものとする。

ただし次の ~ の条件を満たしていることを前提とする。

保護者が通学区域外の学校への就学を希望していること。

保護者が通学の安全について責任を持つこと。

- 1 児童生徒の教育上必要であると上里町教育委員会が認めた場合
 - (1) 日本語学級、特別支援学級への入級。
 - (2) いじめ等からの保護。
 - (3) 登校拒否の防止。
 - (4) その他、児童・生徒の教育上必要であると教育委員会が認めた場合。

- 2 通学区域外に居住したが、引き続き元の学校へ就学を希望する場合
 - (1) 学期の途中で転居した場合、次の基準で元の学校への就学を認める。
 - 1学期 概ね学期の半ば以降の転居の場合、学期末までの就学
 - 2学期 同 上
 - 3学期 学期途中の転居ならば学期末(学年末)までの就学。
 - (2) 小学校第6学年・中学校第3学年に限り、学年途中の転居は卒業までの就学を認める。

なお、1学期始業日を過ぎてからの転居は「学年途中」と認める。

- 3 通学区域外に転居予定で、転居先の学校に前もって就学を希望する場合
概ね学期の半ばまでに転居する予定ならば、その学期の初めから、転居予定先の学校への前もっての就学を認める。

4 重要な学校行事に参加する場合

転居した日の後に、元の学校で下記の学校行事が期間を置かずに行われる場合、その学校行事の終了まで元の学校への就学を認める。

- (1) 文化祭、運動会、体育大会等の重要な学校行事。
- (2) 遠足、修学旅行等の重要な学校行事。
- (3) 中間、学期末等の試験。
- (4) 夏季休業中の学校活動。

なお、夏季休業中の学校活動の場合、2 - (1) に規定する1学期途中の通学区域の変更から連続して認めることができるものとする。

5 一時的に住所が変わる場合

災害、その他の事由による一時的な転居で、短期間で元の住所に戻る場合、その移動期間中は元の学校への就学を認める。

6 住民登録が実際の住所地と異なる場合

下記の事由による場合、実際の住所地の学校への就学を認める。

- (1) 住宅金融公庫等の融資の手続き上、実際に居住を開始する前に住民登録をした場合。
- (2) 家庭内の特別な事情により、実際に居住している住所を住民登録できない場合。